

いばらき県央地域合同企業説明会開催業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

茨城県央地域の9市町村（水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村）で構成される「いばらき県央地域商工振興協議会」では，いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づき，U J I ターンや地元定着促進に係る取組を推進している。

本協議会では，取組の一つとして，県内や首都圏の学生等と地域内企業のマッチングを図るため，いばらき県央地域合同企業説明会を実施することとした。

本事業の実施に当たっては，関係機関との連携及び事業の企画運営に関する民間事業者の専門的なノウハウを生かすことが重要であることから，より効果的に事業を実施することを目的に，様々な視点から企画提案を受け，最も適した事業内容の候補者を選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 名称

いばらき県央地域合同企業説明会開催業務委託

(2) 業務内容

いばらき県央地域合同企業説明会開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 発注者

いばらき県央地域商工振興協議会（以下「協議会」という。）

(4) 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 委託場所

水戸市中央1丁目外地内

(6) 委託料上限額

4,628,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルには，【様式1】参加申込書の提出日現在において，以下の条件を全て満たす事業者が参加できる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て，又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(3) 自己又は自社の役員や連携企業等が，次のいずれにも該当する者でなく，その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年7月25日（金）※水戸市ホームページ掲載
質疑書の受付期限	令和7年8月8日（金）
質疑書に対する回答期限	令和7年8月13日（水）
参加申込書等提出期限	令和7年8月20日（水）※必着
参加資格確認通知	令和7年8月22日（金）※電子メールで通知
企画提案書等提出期限	令和7年9月8日（月）※必着
審査の実施（書面・プレゼンテーション）	令和7年9月22日（月）
選考結果通知・公表	令和7年9月26日（金）※電子メールで通知
契約締結・業務開始	令和7年9月29日（月）

5 質疑及び回答

本業務及びプロポーザルについて質疑がある場合は、【様式4】質疑書を提出すること。なお、質疑書以外での問い合わせは受け付けない。

(1) 提出場所及び方法

協議会事務局(後述する「15 申込及び問い合わせ先」の協議会事務局をいう。以下同じ)に事前に電話連絡の上、【様式4】質疑書を電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名は「【会社名】 いばらき県央地域合同企業説明会開催事業質疑」とすること。

(2) 提出期限

令和7年8月8日（金）17時まで

(3) 質疑への回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年8月13日（水）までに、随時水戸市のホームページに掲載する。なお、回答した内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすものとし、回答に対する異議申立ては受け付けない。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出すること。

- ア 【様式1】参加申込書
- イ 【様式2】参加資格に関する申立書
- ウ 【様式3】会社概要書
- エ 決算書
- オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出場所及び方法

協議会事務局に事前に電話連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和7年8月20日（水）17時まで ※郵送の場合は、同日必着

7 参加資格確認通知書

令和7年8月22日（金）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

8 企画提案書等の提出

参加申込書等を提出し、参加資格確認通知にて本プロポーザルへの参加を認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|------------------------------|-----|
| ア 企画提案書（任意様式）※1事業者1案とする | 10部 |
| イ 企画提案書の電子データ（CD-R 又は DVD-R） | 1部 |
| ウ 【様式5】費用見積書 | 1部 |
| エ 【様式5別紙】費用見積明細書 | 1部 |

(2) 提出場所及び方法

協議会事務局に事前に電話連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和7年9月8日（月）17時まで ※郵送の場合は、同日必着

9 企画提案書について

(1) 構成

1	会社概要, 実績	会社概要と類似事業の実績を提示すること。
2	取組方針, 提案 コンセプト	本業務に対する基本的な考え方や取組方針, 提案コンセプトを提示すること。
3	事業内容 (※)	本業務として実施する事業内容を提示すること。
4	スケジュール	事業の詳細スケジュールについて提示すること。
5	実施体制	本業務を円滑に進めるための実施体制について提示すること。
6	その他	本業務の提案者としてアピールできる組織力や強みを表す資料があれば提示すること。

※「事業内容」について、**必ず、仕様書及び以下の事項を踏まえて提示すること。**

ア 実施方法について、具体案を示すこと。

イ 仕様書「6 目標」の参加企業数、参加者数を達成するための広報活動・プロモーション等について、具体案を示すこと。

ウ 本業務の目的を達成するための独自提案があれば、具体案を示すこと。

(2) 規格等

ア 様式は、A 3 判又はA 4 判横、上とじ、文書は横書きとする。また、A 4 判を主体とした際のA 3 判の挿入も可とする。カラー、白黒は問わない。

イ ページ数は、50 ページ以内とし、表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。

ウ 提案内容（付属資料記載のものを除く）は、全て見積金額の範囲内で実施可能なものとし、根拠も含め、できる限り具体的であること。なお、提案者の責めに帰すべき理由により業務委託契約後に提案内容が実施できなくなった場合は、代替策を実施することで同等程度の効果を得ることとし、そのための追加費用は提案者が負担すること。

10 見積書について

(1) 見積書の作成

【様式5】費用見積書に本業務の実施に必要な費用の総額を記載し、その内訳を【様式5別紙】費用見積明細書に記載すること。

(2) 留意事項

ア この業務の委託料上限額である 4,628,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする。なお、この金額を超えた提案は無効とする。

イ 通貨単位は、円とすること。

ウ 代表者印を押印すること。

11 審査

(1) 審査者

受託者の選定に当たっては、協議会において、公正かつ客観的に審査する。

(2) 審査方法

ア 令和7年9月22日（月）に、協議会委員による審査を実施する。提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、配点表に基づき審査を行い、最高評価を得た事業者を契約の最優先候補者、次点の事業者を次点候補者とする。

イ 最高評価を得た事業者が2者以上ある場合は、委員の投票により、最優先候補者、次点候補者を選定する。

ウ 参加申込者が1者の場合は、プレゼンテーションは行わず、企画提案書による審査を実施し、契約者とするか判断する。

(3) 日程等

ア 日 程 令和7年9月22日（月）※詳細は別途連絡

イ 場 所 水戸市役所 ※詳細は別途連絡

災害が発生した場合など、現地に集合することが困難と協議会事務局が判断した場合は、オンラインによるプレゼンテーションとする。

ウ 参 加 者 1事業者3名以内（プロジェクトリーダーは必ず参加すること。）

エ 実施時間 30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

オ 実 施 順 企画提案書を提出した順

カ 内 容 あらかじめ提出した企画提案書の内容について説明すること（企画提案書の内容を補完する動画等の再生は可とする。）。企画提案書の内容と相違しないよう留意すること。

キ そ の 他

(ア) 発注者が指定する会議室に備え付けてある機材以外で、説明に必要な機材、備品等は全て提案者が準備する。※詳細は別途連絡

(イ) プレゼンテーション時の発言は、断りがない限り、企画提案内容となる。

12 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和7年9月26日（金）までに、プレゼンテーション参加者全員に選定結果を文書で通知するほか、最優先候補者の名称を水戸市ホームページに掲載する。

13 契約

(1) 契約の締結

最優先候補者の決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和7年9月29日（月）に本業務にかかる契約を締結する。

ただし、当委託業務の性質上、企画提案内容の実施に向けて細部における検討・調整が必要となる可能性があることから、発注者と最優先候補者の協議後、協議内容を含めた費用見積書の提出、確認を行った上で、契約金額を決定することとする。

なお、本委託業務の全てを再委託することは認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く。）。必要により一部を再委託する場合は、協議会事務局と協議の上、書面によりその承認を得てから行うものとする。

(2) 次点候補者との協議

最優先候補者が業務委託契約を締結できない何らかの理由が生じた場合又は協議が整わない場合には、次点候補者と当該委託契約について協議を行う。

(3) 契約条項等

別に定める契約書のほか、水戸市の関係規定に準ずる。

(4) 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(6) 支払方法

原則、業務終了後の一括払いとする（詳細は別途契約書で定める。）。

14 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、契約締結後にあつては、当該契約の解除ができるものとする。

ア 不正に他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談や開示を行う等、公正かつ自由な競争を妨げたとき。

イ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

ウ プロポーザルの評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。

エ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

(2) 提出書類の取扱

ア 提出書類は、本プロポーザル手続における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、上記アの目的で必要な範囲において複製を行うことがある。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

オ 提出書類に含まれる著作権、特許権等法令に基づいて保護される第3者の権利について争いが起きた場合は、提案者が責任を負うものとする。

(3) その他

ア プロポーザルに係る企画提案は，1 事業者 1 案とする。

イ 提出期限後における企画提案書等の追加，差し替え及び再提出は認めない。ただし，発注者から指示があった場合を除く。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は，辞退届（任意様式）を提出するものとする。

エ プロポーザルへの参加に要する費用は，全て提案者の負担とする。

オ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは，公平性を考慮の上，適宜発注者が判断するものとする。

15 申込及び問い合わせ先

協議会事務局（水戸市産業経済部商工課） 担当：近藤，安

住所：茨城県水戸市中央 1－4－1 電話：029-232-9185

FAX：029-232-9232 Mail：commerce@city.mito.lg.jp

窓口対応時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分